



お目当ての本は見つかりましたか？ 第15回としよかんまつりを開催

2月2日(日)、町立図書館にて、第15回としよかんまつりが開催されました。寒さの厳しい日が続くなか当日は好天に恵まれ、恒例の「古本市」には町内外から約300名の方が来場し、お目当ての本を探していました。また、館内ではおはなしきかんしゃの皆さんによる絵本の読み聞かせ「おはなし会スペシャル」や、図書館の本を使ってクイズを解く「図書館探検クイズ」のほか、リサイクルショップなどが開かれ、盛況のうち幕を下ろしました。



チョコレートで交通安全を 女性ドライバー集いの会が街頭啓発

交通安全の意識の向上と事故のない安全で安心なまちになることを願って、2月14日(金)、小清水町女性ドライバー集いの会の皆さんが、国道391号役場小公園前の交差点で街頭啓発を行いました。バレンタインデーのこの日、交通安全祈願チョコレートと、真心をこめた手作りアクリルタワシを道行くドライバー一人ひとりに手渡し、「交通安全にご協力ください。」「気をつけて走行してください。」と安全運転を呼びかけました。



更生保護活動に努めて30年！ 小清水更生保護女性会創立30周年記念式典

2月8日(土)、小清水更生保護女性会創立30周年記念式典が、愛ホールにおいて行われました。更生保護女性会は、昭和58年に更生保護婦人会として結成以来、その活動を通じて犯罪や非行から立ち直ろうとする人々を支え、犯罪のない明るい社会づくりの実現へ向けて精力的に活動を展開されてきました。式典では、「更生保護女性会に期待する」というテーマの講演があり、講師には釧路保護観察所の二階堂恵所長が招かれました。出席した会員皆さんの真剣な表情から、今後の活動に向けて新たな決意を固めた様子が感じられました。



全道大会で堂々たる金賞 小清水小学校金管バンドが快挙

2月15日、函館市で開催された第45回北海道アンサンブルコンクール小学校の部で、小清水小学校金管バンドが最高賞の金賞を受賞し、28日(金)町長室へ報告に訪れました。同大会への出場には、激戦区といわれるオホーツク管内で代表に選ばれる必要がありました。険しい道を越えるべく日々厳しい練習を積み重ねた成果が実り、小清水小学校始まって以来という輝かしい快挙を成し遂げました。3月2日(日)には、小清水小学校体育館にて凱旋となる初のコンサートも開かれました。

70歳以上の高齢者及び障がい者の方に 入湯料金のお知らせです

4月より200円のご負担をお願いします

ふれあいセンター入湯料金につきましては、平成24年6月に大人料金(高校生以上)が400円に改定されております。同時に、町内の70歳以上の高齢者と障がい者の方は、入湯料給付事業の半額助成により窓口での支払額は200円となりましたが、経過措置期間として本年3月までの2カ年間は助成額拡大により窓口支払額を従来料金と同額の150円としておりました。

この度、3月末をもちまして経過措置期間が終了することに伴い、4月より本来料金となります。

入湯割引証の提示後の窓口での支払料金は、150円 → 200円 となります。

(入湯割引証の対象者は、70歳以上の高齢者の方と身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方となっています。)

対象者	本則料金	入湯料給付事業後の適用料金		備考
		平成24年6月～平成26年3月	平成26年4月以降	
高齢者(70歳以上)	400円	150円	200円	町外の方は、入湯料給付制度は適用されません。
身体障がい者	400円	150円	200円	

※ 購入済の回数券は、4月以降もそのまま使用可能です。

【お問い合わせ先】 保健福祉課福祉係 ☎(62) 4473

70歳から74歳の方の医療機関での窓口負担が変わります！

◆見直しの趣旨

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度からは、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直しされることとなりました。

見直しに当たっては、対象者の生活に大きな影響が生じることがないように、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方から、段階的に実施されます。

◆見直し内容

対象者

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方
(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

2割となる時期

・70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)の診療から、窓口負担が2割になります。(例えば、平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。)

※ 一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

・なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

対象者

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方
(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

・平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。

(平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、これまでの3割負担から1割負担になります。)

※ 一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

・窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

いずれも平成26年度国の予算成立後に適用されます。

【お問い合わせ先】 保健福祉課医療保険係 ☎(62) 4473